

第2部

基本構想



第1章	将来の都市像	20
第2章	計画の期間	21
第3章	計画人口	21
第4章	土地利用構想	21
第5章	政策の大綱	22
第6章	まちづくりの進め方	26

第1章 | 将来の都市像

私たちのまち尾張旭市には、先人から受け継いだ豊かな緑や自然に加え、本市のブランドの一つとして定着しつつある健康都市の取り組みという貴重な財産があります。

人口減少時代の到来と少子高齢化が進むなかで、市民・地域・事業者の皆さんがこの貴重な財産を守り、活かし、次の世代へ引き継ぐとともに、まちの魅力を高め、一人でも多くのかたに住みよいつと感じていただくことがこれからのまちづくりには重要です。

この考え方に基づき、長期的かつ普遍的な市民共通のまちづくりの理念として将来の都市像を「みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭」と定めます。

将来の都市像

みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭

「みんなで支えあう」とは

年齢、性別を問わず、市民、団体、地域コミュニティ、事業者、行政といった本市を構成する「みんな」が思いやりを持ち、それぞれの役割を果たして、全員でまちづくりを進めることを表します。

「緑あふれる」とは

本市の財産である豊かな緑を次世代に継承するとともに、身近な水辺環境を活かすほか、新たな緑の空間を創出することによって、安全で快適で、やすらぎのある、まち全体がまるで公園のようなまちづくりを進めることを表します。

「元気あふれる」とは

健康は、誰もが願うものであり、健康づくりの取り組みを継続するとともに、子どもからお年寄りまで、そして地域や産業に活気あふれ、全ての人々が笑顔で元気に暮らせる活気のあるまちづくりを進めることを表します。

「住みよいまち」とは

本市の良好な住環境を守りながら、まちの魅力を高め、市内外に積極的に発信することによって、市民や本市を訪れた人が、本市に「住みたい」「住み続けたい」と思う「住みよさ」を実感でき、安心して暮らせるまちづくりを進めることを表します。



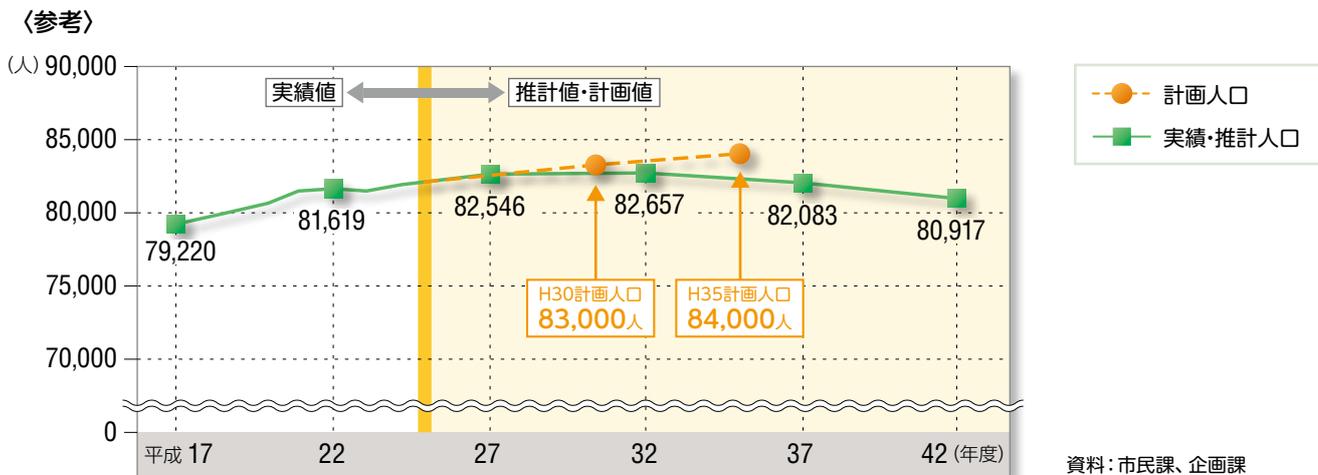
第2章 | 計画の期間

将来を見据え、計画的な市政運営を図るためには、長期的なまちづくりの指針が必要不可欠であるため、基本構想の期間を平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

第3章 | 計画人口

全国的な人口減少が進むなか、本市においては、平成32年度まで人口増加が進むとみられています。その後は、人口が緩やかに減少していくことが見込まれていますが、人口減少は、財政に大きな影響を与えることから、将来の都市像に定める「住みよいまち」をめざし、主に子育て世代の流入により、定住者の増加を図り、社会動態※を増加に転じさせます。

これらの取り組みにより、平成35年度の計画人口を84,000人、また、中間年次である平成30年度の計画人口を83,000人とします。



第4章 | 土地利用構想

将来の都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭」を実現するため、本市の持つ歴史的、自然的、社会的特性を踏まえ、それぞれの地域に合ったまちづくりを推進します。

このため、将来の土地利用を大きく「住居系」「商業系」「工業系」「農業系」「公園・緑地系」の5つに区分し、各区分の面積割合は大きく変えることなく、各区分の魅力を高める土地利用をめざし、恵まれた自然環境と調和のとれた秩序あるまちづくりに向けて、土地利用の誘導に努めます。

用語解説 ※社会動態／本市に転入する流入人口と本市から転出する流出人口の差のこと。

第5章 | 政策の大綱

抽出した8つの課題に対応し、将来の都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭」を実現するため、次の8つの柱(政策)ごとに、取り組みの方針を定めます。

政策 1

みんなで支えあう健康のまちづくり (保健・医療・福祉)

課題

健康は、市民全ての願いであり、日頃の健康づくりや安心して医療が受けられる体制の確立などが重要となっています。

また、誰もが不安なく子育てができるまちづくりを推進することや、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、みんなで支えあう地域福祉を推進することが求められています。

大綱

健康は、かけがえのない財産であり、幸せな生活を営むための基本となるものです。市民一人ひとりが健康であることは、まち全体の健康にもつながるものです。

全ての市民が生涯にわたっていきいきと健康に暮らすことができるよう健康増進事業を推進します。また、安心して医療が受けられること、誰もが不安なく子育てができること、高齢者が生きがいを持って元気に暮らせること、障がい者が地域のなかで安心して生活できることなど、子どもからお年寄りまで誰もが健康で生きがいを持って暮らせるよう、保健・医療・福祉の取り組みを推進します。

さらに、行政による福祉施策の充実と地域での助け合いの仕組みづくりを行いながら、みんなで支えあう健康のまちづくりを進めます。

施策

- 1-1 健康づくりの推進
- 1-2 地域医療・福祉医療の推進
- 1-3 子育て支援の推進
- 1-4 高齢者福祉の推進
- 1-5 障がい者福祉の推進
- 1-6 地域福祉の推進

政策 2

豊かな心と知性を育むまちづくり (教育・生涯学習)

課題

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」を育むバランスがとれた教育を推進することや、学校・家庭・地域が連携し、まち全体で協力して子どもを育てていく取り組みが求められています。

また、生涯を通じた学びの場の提供や伝統文化の継承、文化とスポーツの振興など、人生を豊かにする多様な活動の推進に取り組んでいく必要があります。

大綱

教育や生涯学習などは、心豊かな人生を送るための基本となるものです。

学校教育においては、豊かな心と健やかな体を育み、確かな学力を身につけるため、児童生徒一人ひとりの個に応じた教育に加え、安全で快適な教育環境の整備のほか、学校・家庭・地域が連携し、総合的な教育を推進することにより、まち全体で次代を担う人材の育成に努めます。

また、生涯学習の振興に努めること、郷土の伝統文化の継承と振興に努めること、スポーツの振興に努めることなど、誰もが生涯にわたって生きがいを持って暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策

- 2-1 豊かな心・健やかな体を育む教育の推進
- 2-2 確かな学力を育む教育の推進
- 2-3 総合的な教育連携の推進
- 2-4 生涯学習の振興
- 2-5 文化の継承と振興
- 2-6 スポーツの振興

政策
3

快適な生活を支えるまちづくり（都市基盤）

課題

本市は、土地区画整理事業の推進などによって、秩序ある街並みの形成に努めてきました。今後も引き続き、既存の事業を推進するとともに既成市街地において、地域の特性やコミュニティに配慮しつつ、防災や住環境を重視した整備を進める必要があります。

また、衛生的で快適な生活を実現するための公共下水道整備の推進や、高齢化の進行に伴い、誰もが安心して移動することのできる交通基盤の整備が求められています。

さらに、都市基盤施設の老朽化が進んでいるため、これらの適切な維持管理や長寿命化が求められているほか、集中豪雨などへの対策を進める必要があります。

大綱

市民の快適な生活を支える基本となるものは、安心できる都市基盤の整備です。

計画的な市街地整備や上下水道などの都市基盤整備を進めるとともに、安心して道路や公園を利用できる環境の整備など、住環境の質の向上に努めます。

また、交通の軸となる幹線道路の整備や公共交通の利用促進、駅周辺の利便性向上などにより、市民生活を支える交通ネットワークの充実を図ります。

さらに、道路や上下水道などの都市基盤施設の適切な維持管理、集中豪雨などの都市型水害*対策などに努めることにより、快適な生活を支えるまちづくりを進めます。

施策

- 3-1 質の高い住環境の整備
- 3-2 快適に移動できる交通基盤の整備
- 3-3 安全で安定した水の供給
- 3-4 衛生的で快適な下水道の整備
- 3-5 雨水対策・河川整備の推進

政策
4

安全で安心なまちづくり（安全安心）

課題

大地震などの大規模災害の発生に備え、家庭・地域・行政による自助・共助・公助の取り組みを進めることや、消防・救急体制の充実が求められています。

また、市民が不安のない暮らしを送るため、交通安全・防犯対策の推進に加え、消費者・生活者の相談体制の充実を図る必要があります。

大綱

安全・安心のまちづくりは、住みよいまちの基本となるものです。

南海トラフ巨大地震*などの大規模災害の発生に備え、行政が行う防災・減災対策に加え、市民が主体となった取り組みを推進し、家庭・地域・行政が互いに協力しながら、災害に強いまちづくりを進めます。

また、消防・救急体制の充実や、交通安全・防犯対策を推進するほか、消費者・生活者の相談体制を充実させることで、事故や犯罪などから市民の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策

- 4-1 防災・減災対策の推進
- 4-2 消防・救急体制の充実
- 4-3 交通安全対策の推進
- 4-4 防犯対策の推進
- 4-5 消費者・生活者の安心の確保

用語解説

*都市型水害／都市部において、河川や下水道の処理能力を超えた水量が流れ込むことで発生する水害のこと。
*南海トラフ巨大地震／駿河湾から九州東方沖まで続く海底の溝(トラフ)沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード9クラスの巨大地震。

環境と調和したまちづくり（自然環境）

課
題

地球規模で環境問題が深刻化するなか、資源循環型社会の形成を図るほか、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの利活用による低炭素社会の実現、生活衛生環境の向上などに市を挙げて取り組む必要があります。

また、本市の貴重な財産である身近な緑・水辺環境を次世代に引き継ぐとともに、この財産を最大限に活かしながら、環境と共生した持続可能な社会を構築することが求められています。

大
綱

誰もが住みよいくと感じるまちの基本は、快適に暮らすことができる環境です。

市民・事業者・行政が一体となり、環境負荷の少ない持続可能な環境づくりに向け、ごみの発生抑制や資源化、再使用の推進を図り、資源循環型社会の実現をめざします。

また、環境に対する負荷を軽減し、低炭素社会を実現するため、地球環境にやさしい生活を推進します。

さらに、うるおいのある緑と水辺環境の保全や創出に市民と行政が協力して取り組むとともに、快適で衛生的な生活を営むことができる環境整備に努めることで、環境と共生したまちづくりを進めます。

施 策

5-1 資源循環型社会の形成

5-2 地球にやさしい生活の推進

5-3 身近な緑・水辺環境の保全と創出

5-4 生活衛生環境の向上

活力あふれるまちづくり（産業振興）

課
題

景気の低迷などにより、本市でも商店・事業所の廃業や規模縮小が見られ、地域産業の活性化や育成支援が求められています。

こうしたなか、時代に見合った市民ニーズに対応した商業サービスをどのように展開していくかが課題となっています。

また、農業では、後継者の育成や農地の保全のほか、都市近郊の立地を活かした農業の振興が課題となっています。

さらに、産業の振興を支えるため、雇用の確保や勤労者福祉を推進することが求められています。

大
綱

産業の振興は、豊かで活力あるまちを築いていくために欠くことのできないものです。まちの活力の源となる産業を振興するため、関係団体や事業者と連携しながら商工業の活性化を図るとともに、大都市近郊の立地という特性を活かした農業の振興に努めます。

また、商工業・農業のみならず、第六次産業^{*}といった横断的な産業連携なども視野に入れるとともに、高齢化の進行などの環境変化を踏まえ、身近な地域で買い物ができるまちづくりを進めるなど、新たな枠組みづくりに向けて取り組みます。

さらに、誰もが安心して働くことができる地域社会をめざし、勤労者支援・就労支援の充実に努めます。

施 策

6-1 商業の振興

6-2 工業の振興

6-3 農業の振興

6-4 勤労者支援・就労支援の充実

政策
7

人と人がふれあうまちづくり（市民生活）

課題

自治会などの加入率を向上させるための取り組みや、市民の市政への参画を促進すること、市民によるまちづくり活動を積極的に支援することが求められています。

また、まちのにぎわいと活気を創出するため、地域資源を有効に活用するほか、誰もが愛着を感じられるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

さらに、多様な価値観を認め合い、男女が分け隔てなく社会に参画できるまちづくりを継続していく必要があります。

大綱

人と人のふれあいや交流が盛んなまちには、活力とにぎわいがあります。

地域のつながりや助け合いを促進・強化するため、自治会などの地域で活動する団体への加入率向上を図るほか、コミュニティ施設の有効活用、活動の担い手育成や相談体制を充実させることなどで、市民活動の活性化を図ります。

また、本市の財産である緑や地域の伝統文化を市民に知ってもらうとともに、交流人口^{*}の増加を図ることで、まちのにぎわい創出に努めるほか、男女共同参画の取り組みを推進し、多様な価値観を認め合うまちづくりを進めます。

これらの取り組みにより、人と人がふれあい、愛着をより一層感じられるまちをめざします。

施策

7-1 市民によるまちづくり活動の推進と支援

7-2 にぎわいの創出とまちへの愛着意識の向上

7-3 男女共同参画社会の形成

政策
8

分野横断的なまちづくりと市政運営（行財政運営）

課題

少子高齢化などの環境変化に対応し、定住促進を図るためには、市民ニーズの把握に努めるとともに、市政やまちの魅力積極的に発信していく必要があります。

また、高齢化の影響で社会保障費が増加する一方、推計による人口減少が現実となった場合は、税収の減少が見込まれます。限られた財源のなかで、より質の高いサービスを提供するためには、効率的な行財政運営を推進する必要があります。さらに、市民のニーズを的確に把握し、それらを政策に反映させるための柔軟な組織運営と職員資質の向上を図ることが求められています。

大綱

まちづくりの様々な課題に対応するため、効率的で効果的な行財政運営に努めます。

高度化・多様化する行政需要に対応するため、市民のニーズを的確に把握するとともに、市政情報を積極的に提供し、市民と行政が情報を共有する開かれた市政を推進します。

行政評価の考え方により、メリハリのある予算配分に努め、弾力的に事業の見直しを行うなど、効率的で計画的な行財政運営を推進するとともに、時代の変化に対応できる経営的な視点を持つ職員の育成と組織づくりに努めます。

また、様々な行政課題の解決に向け、分野横断的な取り組みを進めます。

さらに、市民、行政それぞれの良好な信頼関係のもとで、協働によるまちづくりをめざします。

施策

8-1 開かれた市政の推進

8-2 行財政運営の推進

8-3 組織・人事マネジメントの充実

用語解説

^{*}第六次産業／第一次産業としての農林漁業と、第二次産業としての製造業、第三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図ること。

^{*}交流人口／観光客などの外部から訪れる人口のことで、定住人口に対する概念のこと。

第6章 | まちづくりの進め方

政策の大綱で定めた取り組みの方針を着実に進めていくため、次の5つの考え方を基本として、まちづくりを進めます。



※各項目と各分野の関わりについては、「施策別計画」に掲載します。